

『一人の笑顔のために』

交通事故から子どもたちを守るために

千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、尊い子どもの命が奪われた交通事故のニュースは、私たちに大きなショックを与えました。同時に、交通事故から子どもたちを守るために、私たちにできることは何なのか、あらためて考える機会となりました。

警察庁が発表した交通事故死の原因の第1位は、「安全運転義務違反」だそうです。道路交通法的に人身事故を起こせばたいいの場合この違反に問われることになるためです。安全運転義務違反には、以下のようなものが該当します。・運転操作不適 ・漫然運転・脇見運転・動静不注視 ・安全不確認 ・安全速度違反 ・その他、このうちもっとも事故原因として多かったのが漫然運転、脇見運転に分類される前方不注意によるものです。2位は「歩行者妨害等」です。歩行者妨害等とは、横断歩道や交差点を横断している歩行者や自転車がいるにも関わらず、一時停止などをおこなわず進路を妨害してしまう違反行為のこと。事故としては、歩行者を見過ごして左折をした結果、轢いてしまったといったケースが多いそうです。3位が「スピード違反」、4位が、「通行区分違反」、5位が「信号無視」です。

本校生徒は、多くが自転車で通学しています。自転車通行可の歩道がある場所もありますが、基本的に自転車は車道を通行しなければいけません。しかし、場所によっては、路側帯も狭く、大型トラックも多く通行し、心配な声をお聞きすることもあります。

少しでも車の運転手に生徒の存在を認識してもらうために、生徒には安全タスキの着用を義務づけています。また、ヘルメット着用も自らの命を守るために必要なこととして指導をしています。

また、保護者の皆様には、毎日下校パトロールにご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本町としましても通学路の危険箇所の抽出と対応の決定を行う必要があることから、夏休み中に通学路の安全点検（通学路危険箇所の確認）を県、町、警察、学校長、議会等の参加によって実施する予定です。そこで、通学路の危険箇所等の情報を収集します。日頃から、危険と感じられている場所がありましたら、下記の記入欄に必要事項を記入していただき、7月20日までに生徒を通じて担任に提出をお願い致します。

（現在把握している危険箇所については和水町ホームページの「教育・スポーツ・文化」⇒「教育委員会からのお知らせ」⇒「令和2年度和水町通学路交通安全プログラム」で確認できます。）



きりとり

通学路の危険箇所について

場所、住所、路線名等	通学路の状況、危険の内容等

() 年 保護者氏名 ()